

株式会社 ぽーれぽーれ 行動計画

社員が仕事と子育てやリフレッシュが両立でき、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、利用者家族から選ばれる施設となるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和2年1月 1日～令和6年12月31日までの5年間とする。

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理について、相談窓口の設置及びインターネットを活用した制度等の周知を図る。

<対策>

●令和2年1月～相談窓口（高城ホーム長）の設置について職員に周知する。

●令和2年1月～

厚生労働省委託 母性健康管理サイト「妊娠出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」を活用し、「妊娠初期・妊娠中・産前産後・育児」について当該職員と当該所属長等とともに確認し働きやすい環境を支援する。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

●令和2年1月～相談窓口（高城ホーム長）の設置について職員に周知する。

●令和2年1月～出産子育ての経験のある職員及び看護師等で座談会の開催を支援する。

目標3：仕事とリフレッシュは車の両輪。有給休暇が10日以上支給されている社員に対して年間5日以上有給休暇が取得できるように各所属長は調整を図る。また、社員の求めに応じ3～5日程度連続した有給休暇が取れるように業務調整等支援する。

<対策>

●令和2年4月～ 各所属長は、職員の有給休暇取得状況を適宜確認し、取得状況が少ない社員に対しては面談の機会を設け、リフレッシュの必要性を説明し有給休暇の促進を図る。

●令和3年3月末、有給休暇10日以上全社員に対して5日以上の有給休暇を取得させる。

●令和6年3月末、有給休暇15日以上全職員に対して7日以上の有給休暇を取得させる。

以上